

近畿本部総務・企画委員会の設置・運営規則

29. 11. 7 近畿本部総務・企画委員会の設置・運営規則制定承認(案)

(目的)

第1条 この規則は、近畿本部総務・企画委員会の設置・運営を円滑に進めるために必要な事項を定める。

(名称)

第2条 前条の委員会の名称は、近畿本部総務・企画委員会（以下、「本委員会」という。）とする。

(業務)

第3条 本委員会は、近畿本部の運営規則検討、組織、事業計画・報告案作成、予算・決算、近畿本部主催行事の企画・実施、統括本部依頼事項の対応、他機関からの推薦依頼対応、OA 対応、技術士の活用促進、広報誌の発行統括・発行、統括本部広報との連絡調整

(委員構成及び定数)

第4条 本委員会は、近畿本部長、本委員長等からの推薦者をもって発足する。
2 委員定数は15名以内とし、近畿本部委員会及び部会(研究会等を含む。)から推薦された会員も追加できるものとする。

(小委員会)

第5条 本委員会は、第3条に規定する業務を円滑かつ効果的に推進するため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に小委員長1名を置き、本委員長が第4条の委員の中から指名する。

3 小委員長は、第4条の委員のほか、必要に応じ、各委員会及び部会から推薦された会員を小委員会委員として参画させることができる。

4 小委員会の会議は、必要に応じて開催することとし、小委員長が召集する。

(本委員会の開催頻度・交通費等)

第6条 本委員会は、原則として1ヵ月に1回開催する。

2 本委員会で本委員長が必要と認めた委員の交通費は、実費を支給する。

(本委員会の審議決定方法)

第7条 本委員会は、本委員をもって構成し、本委員の2分の1以上の出席を要する。ただし、委任状も含む。

2 会の議決は、出席本委員の2分の1以上をもって行い、可否同数のときは本委員長がこれを決定する。

(事務局)

第8条 本委員会の事務局は、近畿本部事務局と兼ねるものとして設置する。

附則 (平成29年11月7日)

この規則は、平成29年11月7日から施行する。